



令和6年6月12日

令和6年度いわてグリーン農業推進連携会議資料

みどりの食料システム戦略について

令和6年6月
農林水産省
東北農政局岩手県拠点

みどりの食料システム戦略（具体的な取組）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

調達

1. 資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進

- (1) 持続可能な資材やエネルギーの調達
- (2) 地域・未利用資源の一層の活用に向けた取組
- (3) 資源のリユース・リサイクルに向けた体制構築・技術開発

～期待される取組・技術～

- 地産地消型エネルギーシステムの構築
- 改質リグニン等を活用した高機能材料の開発
- 食品残渣・汚泥等からの肥料成分の回収・活用
- 新たなタンパク資源（昆虫等）の利活用拡大等

生産

2. イノベーション等による持続的生産体制の構築

- (1) 高い生産性と両立する持続的生産体系への転換
- (2) 機械の電化・水素化等、資材のグリーン化
- (3) 地球にやさしいスーパー品種等の開発・普及
- (4) 農地・森林・海洋への炭素の長期・大量貯蔵
- (5) 労働安全性・労働生産性の向上と生産者のすそ野の拡大
- (6) 水産資源の適切な管理

～期待される取組・技術～

- スマート技術によるピンポイント農薬散布、病害虫の総合防除の推進、土壤・生育データに基づく施肥管理
- 農林業機械・漁船の電化等、脱プラ生産資材の開発
- バイオ炭の農地投入技術
- エリートツリー等の開発・普及、人工林資源の循環利用の確立
- 海藻類によるCO₂固定化（ブルーカーボン）の推進等

消費

4. 環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進

- (1) 食品ロスの削減など持続可能な消費の拡大
- (2) 消費者と生産者の交流を通じた相互理解の促進
- (3) 栄養バランスに優れた日本型食生活の総合的推進
- (4) 建築の木造化、暮らしの木質化の推進
- (5) 持続可能な水産物の消費拡大

～期待される取組・技術～

- 外見重視の見直し等、持続性を重視した消費の拡大
- 国産品に対する評価向上を通じた輸出拡大
- 健康寿命の延伸に向けた食品開発・食生活の推進等

加工・流通

3. ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立

- (1) 持続可能な輸入食料・輸入原材料への切替えや環境活動の促進
- (2) データ・AIの活用等による加工・流通の合理化・適正化
- (3) 長期保存、長期輸送に対応した包装資材の開発
- (4) 脱炭素化、健康・環境に配慮した食品産業の競争力強化

～期待される取組・技術～

- 電子タグ（RFID）等の技術を活用した商品・物流情報のデータ連携等
- 需給予測システム、マッチングによる食品ロス削減
- 非接触で人手不足にも対応した自動配送陳列等

「みどりの食料システム戦略」KPI2030年目標の設定

- みどりの食料システム戦略に掲げる2050年の目指す姿の実現に向けて、中間目標として、KPI2030年目標を決定。（令和4年6月21日みどりの食料システム戦略本部決定）

「みどりの食料システム戦略」KPIと目標設定状況

KPI		2030年 目標	2050年 目標
温室効果ガス削減	① 農林水産業のCO ₂ ゼロエミッション化 (燃料燃焼によるCO ₂ 排出量)	1,484万t-CO ₂ (10.6%削減)	0万t-CO ₂ (100%削減)
	② 農林業機械・漁船の電化・水素化等技術の確立	既に実用化されている化石燃料使用量削減に資する電動草刈機、自動操舵システムの普及率：50% 高性能林業機械の電化等に係るTRL TRL 6：使用環境に応じた条件での技術実証 TRL 7：実運転条件下でのプロトタイプ実証 小型沿岸漁船による試験操業を実施	技術確立年 2040年
	③ 化石燃料を使用しない園芸施設への移行	加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合：50%	化石燃料を使用しない施設への完全移行
	④ 我が国の再エネ導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再エネの導入	2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。	2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。
環境保全	⑤ 化学農薬使用量（リスク換算）の低減	リスク換算で10%低減	11,665(リスク換算値) (50%低減)
	⑥ 化学肥料使用量の低減	72万トン (20%低減)	63万トン (30%低減)
	⑦ 耕地面積に占める有機農業の割合	6.3万ha	100万ha (25%)
食品産業	⑧ 事業系食品ロスを2000年度比で半減	273万トン (50%削減)	
	⑨ 食品製造業の自動化等を進め、労働生産性を向上	6,694千円/人 (30%向上)	
	⑩ 飲食料品卸売業の売上高に占める経費の縮減	飲食料品卸売業の売上高に占める経費の割合：10%	
	⑪ 食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現	100%	
林野	⑫ 林業用苗木のうちエリートツリー等が占める割合を拡大 高層木造の技術の確立・木材による炭素貯蔵の最大化	エリートツリー等の活用割合：30%	90%
水産	⑬ 漁獲量を2010年と同程度（444万トン）まで回復	444万トン	
	⑭ ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖における人工種苗比率 養魚飼料の全量を配合飼料給餌に転換	13% 64%	100% 100%

みどりの食料システム戦略の推進

- 我が国では、環境負荷の少ない持続可能な食料システムの構築を進めるため、「みどりの食料システム戦略」を令和3年に策定。
- 戦略の実現に向けて、「みどりの食料システム法」を令和4年に制定し、着実に取り進める枠組みを構築。
- 国の基本方針を踏まえ、令和4年度中には、東北6県をはじめ、全都道府県が市町村と共同して「基本計画」を作成し、令和5年度から都道府県による農業者の計画認定（みどり認定）が本格的にスタート。

みどりの食料システム戦略策定（令和3年5月）

みどり戦略推進交付金等による取組支援（令和4年～）

みどりの食料システム法 施行（令和4年7月）

国の基本方針 公表（令和4年9月）

地方自治体の基本計画

- ・全都道府県が、令和4年度末までに作成・公表（東北6県も令和5年2～3月に作成・公表）
- ・うち、12県23市町村で**特定区域（モデル地区）**を設定。東北では、2県5市町村で設定※R5年10月時点
【宮城県】山元町（ICTスマート施設園芸）
美里町（有機農業の団地化 等）
涌谷町（有機農業の産地形成）
【山形県】西川町（木質バイオマス発電活用）
川西町（有機農業の団地化）
・都道府県は、環境負荷低減に取り組む農業者の計画を認定（みどり認定）。認定された農業者へは、税制、融資、補助事業（優先採択）等により支援。

東北各県の「基本計画」での主な目標

【青森県】

- ・**低成分肥料活用数量**
2,223t(R2) →2,400t(R8)
- ・**特別栽培農産物の取組面積**
450ha(R2) →700ha(R8)
- ・**有機農業の取組面積**
533ha(R2) →900ha(R8)

【岩手県】

- ・みどりの食料システム法に基づく認定農林漁業者数
0人・組織(R3) →3,200人・組織(R8)
- ・**有機農業に取り組む農家数**
79戸・組織(R3) →100戸・組織(R8)
- ・**国際水準GAP取組産地割合**
0%(R3) →40%(R8)

【秋田県】

- ・**有機JAS認証ほ場面積**
419ha(R2) →500ha(R7)
- ・**特別栽培米の作付面積**
3,148ha(R3) →6,471ha(R7)
- ・**長期中干しの取組面積**
2,783ha(R3) →2,891ha(R7)
- ・**施設園芸におけるヒートポンプの導入数**
64経営体(R3) →80経営体(R7)

【宮城県】

- ・**有機JAS取組面積**
332ha(R元) →500ha(R12)
- ・**農業者の畜排せつ物利用量**
83.7万t(H30) →109.3万t(R12)
- ・**農林水産業における温室効果ガス排出量**
110.1万t(R元) →105.6万t(R12)※CO₂換算

【山形県】

- ・**特別栽培農産物認証面積**
14,836ha(R元) →16,836ha(R6)
- ・**有機農業の取組面積**
609ha(R元) →1,050ha(R6)
- ・**有機認証取得農家数**
117戸(R元) →200戸(R6)
- ・**国際水準GAP認証件数**
36件(R元) →50件(R6)

【福島県】

- ・**有機農業等の取組面積**
2,957ha(R2) →6,000ha以上(R12)
- ・**畜排せつ物利用量**
960千t/年(R2) →1,277千t/年以上(R12)
- ・**木質燃料使用量**
631千t(R元) →900千t以上(R12)



東北農政局HP「みどりの食料システム戦略（基本計画）」のサイト

https://www.maff.go.jp/tohoku/kihon_m_index.html

みどりの食料システム法の運用状況

みどりの食料システム法 施行（令和4年7月1日） 施行令・施行規則等も施行

国の基本方針 公表（令和4年9月15日）

告示・事務処理要領・申請書様式、ガイドライン等も併せて公表

○令和4年度中に全都道府県で基本計画が作成

令和5年度から都道府県による
環境負荷低減事業活動に取り組む
農林漁業者の計画認定が本格的にスタート

○46道府県で計15,000名以上の農業者を
認定見込

○16道県29区域で特定区域を設定
特定計画が2県3区域で認定

○有機農業を促進するための栽培管理協定が
茨城県常陸大宮市で締結
(令和6年5月時点)

生産現場の環境負荷低減を効果的に進めるため、
現場の農業者のニーズも踏まえ、
環境負荷低減に役立つ技術の普及拡大等
を図る事業者の計画を認定



リモコン草刈機の普及



可変施肥田植機の普及



堆肥散布機の普及

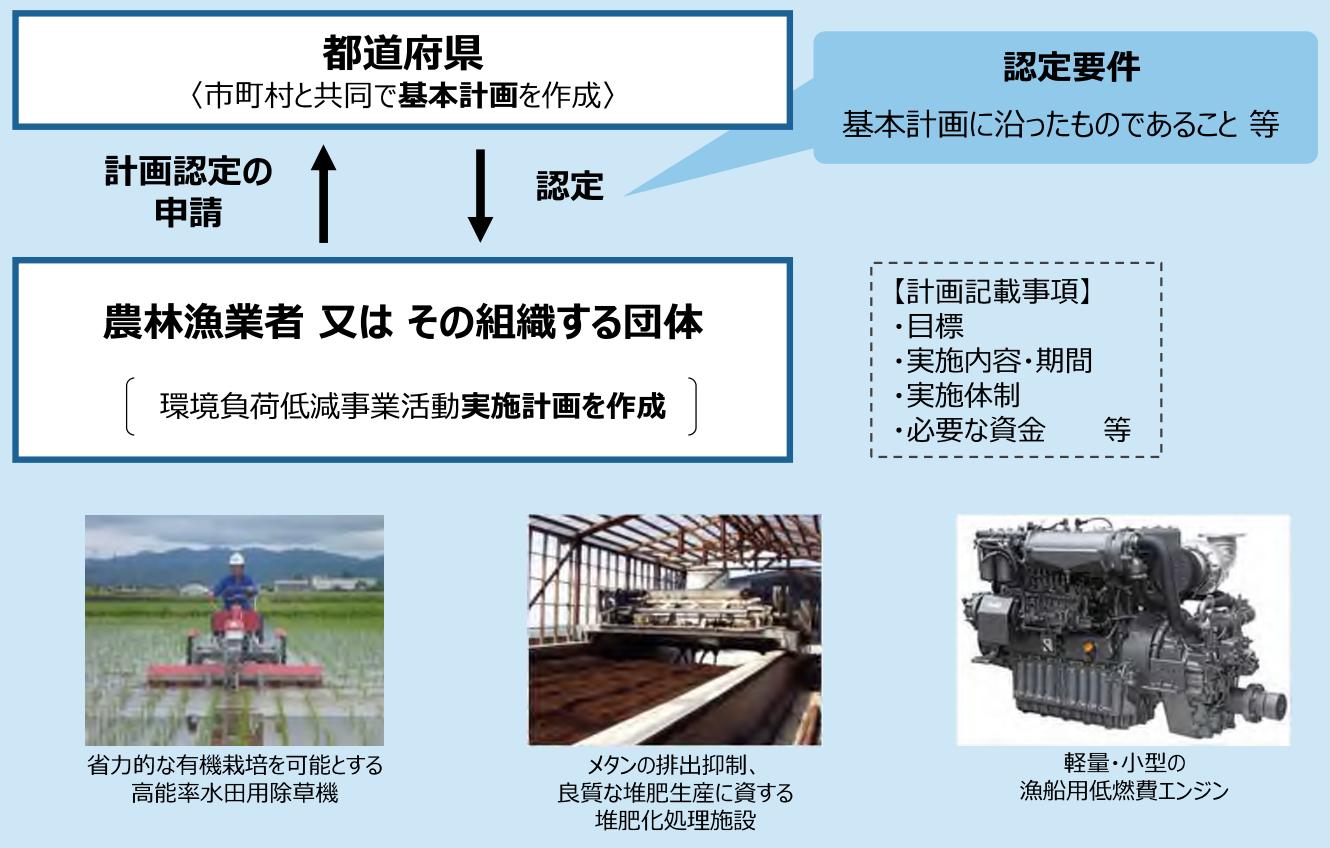
○令和4年11月に第1弾認定をした後、
69の事業者を認定（令和6年5月時点）

引き続き、農林漁業者・事業者の計画認定を拡大するとともに、みどり投資促進税制、融資の特例、予算事業の優先採択等により、環境負荷低減の取組を推進。

環境負荷低減事業活動実施計画の認定（みどり認定）スキーム

- 都道府県知事が、環境負荷低減に取り組む農林漁業者が作成する環境負荷低減事業活動実施計画を認定し、認定された計画に基づく取組を税制・金融措置により支援。

認定スキーム



<基本方針第2 環境負荷低減事業活動の実施に関する基本的事項>

- 「その組織する団体」とは、農協、集落営農組織その他法人格の有無にかかわらず農林漁業者を直接又は間接の構成員とする共同組織をいう。
- 実施計画の目標は、**基本計画の推進に資するよう、適切な数値指標を用いて定めること。**
- 環境負荷低減事業活動の実施期間は、**5年間を目途に定めるものとすること。**

支援措置

農林漁業者等向け

○課税の特例（法人税・所得税）

環境負荷低減事業活動に必要な施設・設備等の導入に対する**投資促進税制**（特別償却）

○農業改良資金融通法の特例

・貸付資格認定の手続のワンストップ化
・償還期間の延長（10年→12年）

○林業・木材産業改善資金助成法の特例

○沿岸漁業改善資金助成法の特例

・貸付資格認定の手続のワンストップ化
・償還期間の延長（10年→12年 等）

○家畜排せつ物法の特例

・日本公庫による**長期低利資金**
(畜産経営環境調和推進資金) の貸付適用
〔メタンの排出抑制・良質な堆肥の供給に資する
堆肥化施設等の整備を支援〕

関連する措置を行う食品事業者向け

○食品等流通法の特例

・日本公庫による**長期低利資金**
(食品流通改善資金) の貸付適用
〔環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物を
用いた食品の製造・流通施設の整備等を支援〕

※認定を受けた者に対する各種予算事業でのメリット
措置を受けられます。

「みどり認定」の対象となる農林漁業者の取組イメージ（環境負荷低減事業活動）

- 認定の対象となる農林漁業者の取組内容は、各都道府県が作成する基本計画の中で定められており、有機農業や化学肥料・化学農薬の使用低減の取組のほか、温室効果ガスの排出削減や脱プラの取組など環境にやさしい農林漁業の取組が幅広く認定の対象

①土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減（有機農業を含む。）



堆肥の施用による土づくり



施肥マップに基づく可変施肥
(化学肥料の使用低減)



除草機等を活用した
除草剤（化学農薬）の使用低減

②温室効果ガスの排出量の削減



ヒートポンプと燃油暖房機のハイブリッド運転による
燃油使用量の削減

③その他の活動（例）



バイオ炭の農地への施用



生分解性マルチの使用



ペースト肥料の活用

プラスチック資材の排出又は流出の抑制

農業者が「みどり認定」を受けるメリット

メリット① 設備投資の際の所得税・法人税が優遇されます！

- 認定を受けた計画に従って**化学肥料・化学農薬の使用低減**に必要となる設備を導入した場合、通常の減価償却額に次の金額を上乗せて償却できます。
(機械など：取得価額×32%、建物など：取得価額×16%)

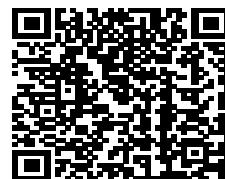
<税制特例の対象機械>



水田用除草機



堆肥散布機



税制対象機械の一覧は[こちら](#)

特別償却のイメージ

700万円の機械（耐用年数7年）を導入した場合



✓ 計画申請と機械導入のタイミングに注意

計画認定前に機械等を取得してしまうと、税制の適用を受けられません。

(計画認定が先！)



メリット② さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます！

- 計画認定を受けると、国庫補助事業の**採択審査のポイントが加算**されます。

対象事業：みどりの食料システム戦略推進交付金、強い農業づくり総合支援交付金、畜産経営体生産性向上対策、農地利用効率化等支援交付金 など

メリット③ 日本政策金融公庫の農業改良資金等の貸付けを受けられます。

特定環境負荷低減事業活動とは

- 地域の関係者が一体となって、地域の未利用資源や先端技術などを活用しながら、環境負荷低減事業活動に取り組むことで、持続的に発展できるモデル地区の創出を促進。

□ 特定環境負荷低減事業活動とは…（法第15条第2項第3号）

【定義】**特定区域**の区域内において、**集団又は相当規模**で行われることにより地域における農林漁業由来の環境負荷の**低減の効果を高める**ものとして**農林水産省令**で定める環境負荷低減事業活動

要件

- 地域ぐるみでの有機的な連携体制を確保し、生産団地を形成
- 二戸以上の共同又は地域の実態に照らして相当程度の事業規模で取り組むこと
 - 生産方法又は流通・販売方法の共通化を図ること
 - 地方自治体と連携して、地域における環境負荷低減事業活動の普及拡大に努めること（例：技術普及・指導、新技術の実証、視察受入れ、地域の事業者との連携）



以下の活動類型のいずれかに該当すること

【告示】

①有機農業による生産活動

（例：有機農業の団地化）



ドローンによる防除の最適化

②廃熱その他の地域資源の活用により温室効果ガスの排出量の削減に資する生産活動

（例：工場の廃熱・廃CO₂を活用した園芸団地の形成）



③環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して行う生産活動

（例：地域ぐるみでのスマート技術のシェアリング）

ドローンのバッテリー充電施設

地方自治体が設定する特定区域の区域で実施すること

- ・ 地方自治体の区域内で、モデル的な取組を行う団体等があれば、積極的に特定区域の設定を御検討ください。
- ・ 区域設定は、自然的・社会的諸条件からみて一定のまとまり※があれば、設定が可能です。
※ 旧行政区（旧市町村）、学区、大字、農業集落等（合理的説明がつけば飛び地での設定も可能です。）

特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定（特定みどり認定）スキーム

- 特定区域内で行われる特定環境負荷低減事業活動に対しては、税制・金融による支援措置に加え、事業活動に必要な施設整備等に係る行政手続をワンストップ化。

認定スキーム



支援措置

○課税の特例（法人税・所得税）

特定環境負荷低減事業活動に必要な施設・設備等の導入に対する投資促進税制（特別償却）

○農業改良資金通法の特例

○林業・木材産業改善資金助成法の特例

○沿岸漁業改善資金助成法の特例

- ・貸付資格認定の手続のワンストップ化
- ・償還期間の延長（10年→12年 等）

○家畜排せつ物法の特例

○食品等流通法の特例

- ・日本公庫による低利資金の貸付適用

○補助金等適正化法の特例

- ・補助金等交付財産の処分（目的外使用等）の制限に係る承認手続のワンストップ化

○農地法の特例

- ・農地転用許可の手續のワンストップ化

○酪肉振興法の特例

- ・草地の形質変更の届出のワンストップ化

※認定を受けた者に対する各種予算事業でのメリット措置を受けられます。

特定区域（モデル地区）の設定状況

- 基本計画において、地域ぐるみで行う環境負荷低減の取組を促進する特定区域は、16道県29区域で設定。
- オーガニックビーレッジやバイオマス産業都市等を対象に特定区域の設定と特定認定等を働きかけ。
- 今後は「特定計画の認定」や「有機協定の締結」について、メリット措置が受けられるように政策を移行。

北海道	湧別町	バイオマスガスプラントの余剰熱の施設園芸への活用	愛知県	岡崎市	学校給食や企業の食堂への利用促進等による有機農業の団地化
宮城県	山元町	ICT等の活用によるいちご栽培のスマート施設園芸団地の形成	兵庫県	神戸市	家畜由来堆肥、こうべハーベスト（下水処理で回収されたリンを配合）の活用による有機・特別栽培の推進
	美里町二郷地区	有機農業のゾーニングによる有機農業の団地化		豊岡市	「コウノトリ育む農法」無農薬タイプの生産拡大
	美里町なかぞね中坪地区	営農型太陽光発電で得られた電気の施設園芸等への活用		養父市	新規就農者の確保、技術伝承による有機農業の面的拡大
	わくや涌谷町	技術の継承による有機農業の産地形成	奈良県	天理市	放棄茶畑を活用した有機茶の産地形成
山形県	西川町	木質バイオマス発電由來の廃熱、廃CO ₂ の施設園芸への活用		宇陀市 【特定計画】	担い手の育成・確保、生産力向上による有機農業の団地化
	川西町	担い手の確保や技術向上による有機農業の団地化	広島県	じんせきこうげん 神石高原町	土づくりマニュアルの作成等による有機農業の団地化
茨城県	石岡市	地域の担い手育成による有機農業の団地化		徳島市	農薬の局所施用によるレンコン栽培の化学農薬使用低減の推進
	常陸大宮市 【有機協定】	技術の向上等による有機野菜及び有機米の生産団地の形成	小松島市 【特定計画】		学校給食への利用推進等による水稻の有機農業の団地化
栃木県	塩谷町	学校・保育園給食への利用や技術の継承による有機農業の団地化		阿南市 【特定計画】	地域の関係機関が一体となった水稻の有機農業の団地化
千葉県	千葉市	ICTを活用したイチゴ生産のSDGs型施設園芸の産地育成	阿波市		野菜、水稻の有機農業の団地化・ブランド化
富山県	富山市	地域の中心的な担い手を核とした有機農業の産地形成		海陽町	化学農薬使用低減に向けたきゅうりの次世代栽培技術の確立
	南砺市	水稻の栽培技術の共有等による有機農業の産地形成	宮崎県	えびの市	遊休農地を活用した有機農業の産地形成
福井県	越前市	技術のマニュアル化による大規模有機農業の拡大		鹿児島県 みなみたね 南種子町	ノウハウの共有等による地域特産品の有機農業の産地形成
長野県	佐久市	認定基盤確立事業と連携したペレット堆肥の活用による資源循環型農業の推進			

【特定計画】：特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定
 【有機協定】：有機農業を促進するための栽培管理に関する協定の締結



(令和6年4月時点)

有機農業を促進するための栽培管理に関する協定

- 有機農業は、農薬の飛散防止、病害虫のまん延防止などに留意して取り組む必要があり、周囲の調整が課題。
- 基本計画で定められた特定区域内において、市町村長の認可を受けて、農業者同士が栽培管理についての協定を締結できる制度を創設し、地域ぐるみで有機農業の団地化を促進。

協定の締結

<協定に定める事項>

- 協定の対象となる農用地の区域（協定区域）
- 栽培の管理に関する事項
- 協定の有効期間（～5年）
- 協定に違反した場合の措置

等

(栽培の管理に関する事項のイメージ)

有機農業者

- 適切な肥培管理の実施
・雑草防除
・防虫ネットやマルチの利用 等
- 緩衝地帯の設置
- 病害虫が発生した場合の措置



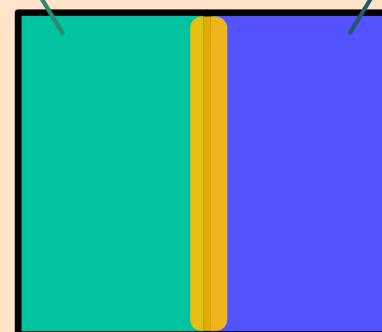
防虫ネット

慣行農業者

- 化学農薬の飛散防止措置（使用時の事前通知・立ち合い等）
- 水・土壤の有機ほ場への流入防止措置（畔塗りの実施等）
- 病害虫が発生した場合の措置



ドリフト低減型ノズル



緩衝地帯

市町村長*の認可 (公告・縦覧)

* 協定区域が2以上の市町村の区域にわたる場合は都道府県知事

協定区域内の農用地に係る農用地所有者等※の全員の合意が必要です。
地域の農業上の土地利用の在り方を定めている各種計画に適合したものである必要があります。

※所有権、賃借権、使用収益権等を有する者

協定の効果

- 協定締結後に当該農用地の所有者等になった者に対しても、協定の効力が発生します。
- 当該農用地の所有者は、市町村に対して、協定区域内の農用地を農用地区域に編入するよう要請できます。
(農用地区域に編入されると、農地整備事業や多面的機能支払交付金等の対象となります。)

有機農業を促進するための栽培管理協定の締結

- 特定区域内において、市町村長の認可を受けて、農業者同士で**有機農業を促進するための栽培管理に関する協定**を締結することが可能。
- 令和5年12月に茨城県常陸大宮市で、**全国で初めて協定が締結**され、地域ぐるみで有機農業の団地化の促進を図る具体的な取組が開始。

茨城県常陸大宮市の事例

- ・オーガニックビレッジ宣言をした**茨城県常陸大宮市**の特定区域（鷺巣地区）のうち、主に水稻を栽培している16.3ha（132筆）において、**全国で初めて有機農業を促進するための栽培管理に関する協定が締結**。
- ・協定には、有機栽培をする者が病害虫発生抑制及び緩衝地帯の設定に取り組むことや、慣行栽培をする者が農薬の飛散防止に努めることなどを規定。
- ・常陸大宮市は協定の締結を旗印に生産者が有機農業に取り組みやすい地域であることを発信し、**新規就農者の呼び込みと有機米の栽培モデル団地化**を推進。



協定区域 (16.3ha)



協定区域で収穫された米

(参考) 有機農業を促進するための栽培管理協定

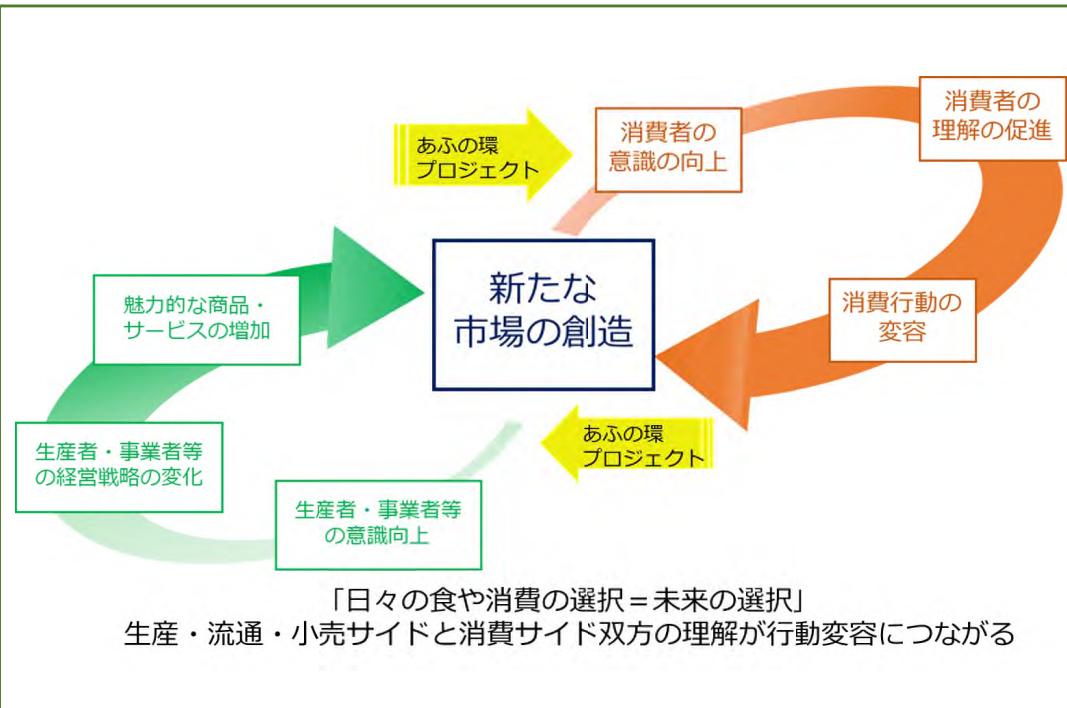
- ・みどりの食料システム法に基づき、地域ぐるみで有機農業に取り組もうとする区域で、「**有機農業に取り組む人**」と「**それ以外の農業に取り組む人**」がお互いに安心して営農できるよう、地域で話し合って**営農のルール**を定め、農地の所有者が**市町村長の認可**を得て締結するもの。
- ・本協定は、**土地の所有者が変わった場合にも有効**。

みどりの食料システム戦略の実現に向けた取組

あふの環2030プロジェクト ~食と農林水産業のサステナビリティを考える~

- 農林水産省では、持続可能な生産と消費を促進するため、消費者庁、環境省と連携し、2020年6月に「あふの環2030プロジェクト」を立ち上げ。
- 生産側と消費側それぞれの取組を促進し、互いに意識・行動を変えていくことで、新たな市場の創出を目指す。

持続可能なサプライチェーンの確立に向けて



あふの環プロジェクトにおける活動

サステナウイーク



サステナワード 伝えたい 日本の “サステナブル”



あふの環 勉強会



サステナウイーク2023

一人でも多くの人に「食と農林水産業のサステナビリティ」を知ってもらうため、あふの環（わ）プロジェクトメンバーの取組を一斉に情報発信

サステナワード2023

全国各地の食と農林水産業に関わるサステナブルな取組を紹介する動画を募集し、すぐれた作品を表彰

あふの環メンバー募集中！

入会を希望される方は右のQRコードより詳細をご確認ください。

(2024年4月1日時点 191社・団体等)



*あふとは 古語では、会ふ（出会う）、和ふ（混ぜ合わせる） 養ふ（食事のもてなしをする）といった意味があります。 14

あふの環プロジェクト 持続可能な生産消費 あふの環メンバーの活動事例

○伝わる売り場づくり イオン九州（株）

× (有)鹿児島有機生産組合

× 暮らしの宿 福のや

有機野菜やその加工品、栽培期間中農薬不使用のトウモロコシを使った加工品、イオン九州株式会社の若手社員が選んだサステナブル商品の販売。



○生産工程の見直し 良品計画

無印良品の全国127店舗において、見た目を良くするための生産工程を見直した「不揃いりんご」を販売。

<見直した生産工程>

- ①赤い色をつけるための作業(反射シート、つる回し、葉採り)
- ②外観（傷、色ムラ）を選別する作業
- ③サイズを細かく分ける作業

人手不足や高齢化などの課題解決へ



○温室効果ガス削減の「見える化」実証 JAみやぎ登米、サンプラザ、イオンアグリ等

温室効果ガスの削減効果を星の数で表示（見える化）した農産物（令和4年度はコメ、トマト、キュウリ）の販売について、どのような栽培をして温室効果ガスを削減しているかをPOP等に書くことにより消費者に訴求。



JAみやぎ登米×TARO TOKYO ONIGIRI



サンプラザ(Kawabata farm)



イオンアグリ創造×イオン株式会社

○規格外・廃棄部分に新しい価値を オイシックス・ラ・大地株式会社

見た目より中身がごちそうな商品として、規格にとらわれず楽しく取り入れてもらうことを提案。

アップサイクル商品（これまで捨てられていたものに付加価値をつけ、新しい商品にアップグレードされること）を販売。



色



将来世代に向けたみどりの食料システム戦略の理解浸透

- 消費者の理解促進と行動変容に向けて、将来の消費市場の中核を担っていく世代に対し、各地方農政局等の若手や支局の職員が中心となり、創意工夫によりみどりの食料システム戦略の理解浸透を推進。



札幌支局による出前授業を受講した岩見沢農業高校生が、地域の中学生に向けたみどり戦略の出前授業を自発的に実施



生協の宅配事業でオーガニック食品を購入した若い世代2100名に対し、イラストを凝らしたみどり戦略の周知用パンフレットを配布



山形県の農業女子と意見交換を実施し、「見える化」の訴求やみどり戦略の消費者等へのPRの協力を依頼



岩手県内の有機農業に取り組む農業者と食品関連事業者との意見交換を企画。今後、消費者を含めた意見交換の実施を計画



持続可能な食を支える食育の推進に関する取組と「みどりの食料システム戦略」を一体化した小中学生への出前授業を実施



若手職員による情報発信チームが2世代等をターゲットとして、食品ロス削減をテーマとした動画をBUZZ MAFFで配信開始



夏休み子どもイベントにおいて、地球にやさしい農業パネルを展示。農政局独自の小冊子を作成し会場配布



「いがたオーガニックフェスタ」において、ブース出展・パネル展示によりみどり戦略をPR



東海学園大学との合同イベントを開催し、学生作成のエシカル消費推進資料を若手職員と体験するワークショップを実施



東海管内で有機農産物や環境にやさしい農産物を扱っているお店の情報をマップ化し、東海農政局HPで公開するとともに、イベント等でPR



大阪府内の商業施設のサマーフェスタにおいて、「見える化」に取り組むスーパーの青果朝市でみどり戦略をPR



フードストアソリューションズフェアにおいてみどり戦略コーナーを設置し、管内のみどり戦略の取組等を紹介



有機農業推進PRプロジェクトでは、県、JAと連携して「おかやま有機農業フェア」を開催。「見える化」シールを貼った野菜の販売でみどり戦略をPR



生物多様性を学ぶための養蜂体験イベントを実施。若手職員が「環境に配慮した農業等の取組」を分かりやすく説明



宮崎県内JA青年部と消費者双方の理解醸成を図り、みどり戦略を推進するため、第1回意見交換会を開催



若手職員で構成する「九州農政局チャレンジチーム」を設置し、若者世代に向けた有機農産物等への関心を高める情報をインスタグラムにより発信



沖縄管内の農林高校の生産物即売会において、ブース出展・パネル展示を実施し、若手職員がみどり戦略をPR



若者の理解を深めてもらうため、琉球大学農学部の学生に対しみどり戦略の特別講義を実施

みどり戦略学生チャレンジ（全国版）の開催

- 「みどりの食料システム戦略」の実現に向けて、将来を担う若い世代の環境に配慮した取組を促すため、農業大学校や農業高校を含む大学生や高校生等の個人・グループが「みどりの食料システム戦略」に基づいた活動を実践する機会として、「みどり戦略学生チャレンジ（全国版）」を開催。



実施概要

＜概要＞

全国9ブロックで学生によるみどりの食料システム戦略に基づく取組を募集し、特に優れたものは全国大会に進出。最優秀の取組には農林水産大臣賞を授与。

＜参加部門＞

「高校の部」「大学・専門学校の部」

※農業に関する教育機関に限らず広く一般に募集

＜募集内容＞

みどりの食料システム戦略に基づいた取組（調達、生産、加工・流通、消費に係る取組）を対象

＜募集期間＞

参加宣言：令和6年5月31日まで

取組実施：令和6年1月から10月まで

取組報告：令和6年10月

＜応募方法＞

取組成果をポスター形式で提出

全国大会出場者は発表動画を追加提出

BUZZ MAFFにて周知用動画を作成！



↓以下のQRコードから読み取り、是非ご覧ください。



令和5年度には、関東農政局で先行実施し、千葉県立農業大学校 病害虫専攻教室（物理的防除及び生物的防除資材を利用した環境保全型農業の実践）がグランプリを受賞。17

農産物の環境負荷低減の取組の「見える化」

令和6年4月
農林水産省

- みどりの食料システム戦略に基づき、消費者の選択に資する環境負荷低減の取組の「見える化」を進めます。
- 化学肥料・化学農薬や化石燃料の使用低減、バイオ炭の施用、水田の水管理などの栽培情報を用い、定量的に温室効果ガスの排出と吸収を算定し、削減への貢献の度合いに応じ星の数で分かりやすく表示します。
- 米については、生物多様性保全の取組の得点に応じて評価し、温室効果ガスの削減貢献と合わせて等級表示できます。
- 生産者・事業者に対する算定支援や販売資材の提供を引き続き実施します。



温室効果ガス削減への貢献

栽培情報を用い、生産時の温室効果ガス排出量を試算し、地域の慣行栽培と比較した削減貢献率を算定。

$$100\% - \frac{\text{対象生産者栽培方法での排出量(品目別)}}{\text{地域又は県の標準的栽培での排出量(品目別)}} = \text{削減貢献率(%)}$$

排出(農薬、肥料、燃料等)
- 吸收(バイオ炭等)

- ★ : 削減貢献率5%以上
- ★★ : 削減貢献率10%以上
- ★★★ : 削減貢献率20%以上



※上記の商標は商標出願中です

対象品目：23品目

米、トマト、キュウリ、ミニトマト、ナス、ほうれん草、白ネギ、玉ねぎ、白菜、ばれいしょ、かんしょ、キヤベツ、レタス、大根、にんじん、アスパラガス、リンゴ、みかん、ぶどう、日本なし、もも、いちご、茶

生物多様性保全への配慮

※米に限る

<取組一覧>

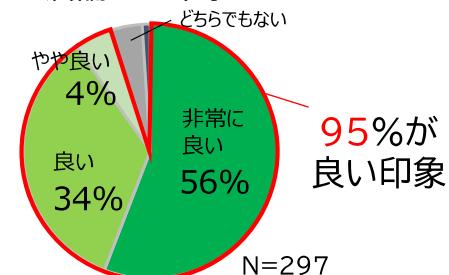
化学農薬・化学肥料の不使用	2点
化学農薬・化学肥料の低減 (5割以上10割未満)	1点
冬期湛水	1点
中干し延期または中止	1点
江の設置等	1点
魚類の保護	1点
畦畔管理	1点

- ★ : 取組の得点1点
- ★★ : 取組の得点2点
- ★★★ : 取組の得点3点以上

消費者へのわかりやすい表示

(令和4年度・令和5年度 実証より)

店舗への印象



全国のべ789か所で販売

(令和6年3月末時点)

「見える化」ラベルの表示事例・イベントでの発信の例

イトーヨーカドー（東京ほか）：スーパー

- ・首都圏を中心に全国展開する大手スーパー。関東6店舗でラベル表示。
- ・小売事業者側から取引のある生産者に積極的に働きかけ。
- ・事業者自ら、店舗やHP、SNSにおいて発信。



サンプラザ（大阪）：スーパー

- ・地域の产品を多く取り扱う大阪の地域密着型スーパー。大阪府内等の全36店舗で表示。
- ・小売事業者側から取引のある生産者に積極的に働きかけ。



おむすび権米衛（東京ほか）：外食

- ・外食事業者側から契約生産者（北海道、秋田、福島、茨城、栃木の11生産者）に働きかけて、HPや店頭でのポスター掲示によるラベル表示が実現。
- ・東京、千葉、神奈川、埼玉の店舗で実施（農林水産省店でも実施）。



※上記の商標は商標出願中です

マックスバリュ（愛知）：スーパー

- ・全国展開する大手スーパー。愛知県の2店舗でラベル表示。
- ・愛知のなす生産者が積極的に見える化に取り組み、その他小売店でも表示。



東京メトロの駅でフリーペーパーの配布



令和6年3月号
「メトロポリターナ」
19

びんご府中（広島）：道の駅

- ・広島県で初めてみどり認定を受けた、池田眞治さんが生産したお米を販売。
- ・温室効果ガス削減への貢献に加えて、生物多様性にも配慮した米づくりに取り組み、両方で星を取得。



中谷農事組合（兵庫）：ECサイト

- ・兵庫県から「コウノトリ舞い降りる田んぼ」に認定されるなど、従来から環境配慮に取り組む。
- ・HPにて「見える化」の紹介コラムも作成。



農林水産分野におけるカーボン・クレジットの推進

- 温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして国が認証し、民間資金を呼び込み、取引を可能とするJ-クレジット制度は、農林漁業者等が削減・吸収の取組により生じるクレジットを売却することで収入を得ることから、農林水産分野での活用が期待される。
- J-クレジットの登録件数のうち、農業者が取り組むものは27件。また、「肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌」の方法論が新たにJ-クレジット制度の対象となり、農業分野の方法論は6つに拡大。農業分野の方法論に基づくプロジェクトは17件。（令和6年3月現在）
- 今後、制度の普及や方法論の策定に資するデータの収集・解析を進めるとともに、専門家派遣や申請・認証費用に係る支援事業等によりプロジェクトの形成を後押し。

J-クレジットの仕組み

クレジット創出者

温室効果ガスの排出削減・吸収の取組
(ボイラーの導入／植林・間伐／バイオ炭施用等)

クレジット売却



資金

クレジット購入者

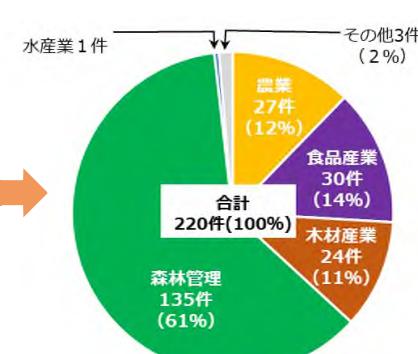
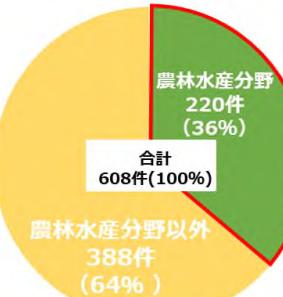
目標達成、CSR活動
(温対法・省エネ法の報告、カーボン・オフセット等)

制度普及に向けた取組



制度普及に向けて、
Youtube動画を作成

J-クレジットの登録件数



※農業分野の27件は農業者等が実施する件数を集計したもの。
うち、10件が省エネ・再エネ方法論による取組、17件が農業分野の
方法論に基づく取組（2024年3月12日時点）

農林漁業者・食品産業事業者等による実施が想定される主な方法論

省エネ	ボイラーの導入 ヒートポンプの導入 空調設備の導入 園芸用施設における炭酸ガス施用システムの導入
再エネ	バイオマス固体燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替 太陽光発電設備の導入
農業	牛・豚・ブロイラーへのアミノ酸バランス改善飼料の給餌 家畜排せつ物管理方法の変更 茶園土壤への硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料の施肥 バイオ炭の農地施用 水稻栽培における中干し期間の延長 肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌
森林	森林経営活動

クレジット売上（試算）

- ・ クレジットは主に相対で取引。
- ・ 仮にCO₂換算で1トンあたり1万円で取引された場合、
**中干し期間の延長で、約1,000～3,600円/10a、
バイオ炭の施用で、約2,700～7,500円/10a**
の売上が試算される。
- ・ プログラム型の運営・管理者の手数料を3割と仮定すると、農業者の収入は、
**中干し期間の延長で、約700円～2,520円/10a、
バイオ炭の施用で、約1,890円～5,250円/10a、**
と試算される。

（中干し期間の延長については地域や排水性等により異なる。バイオ炭は施用量や炭の種類により異なるが、仮に0.3t/10a施用したとして試算。）

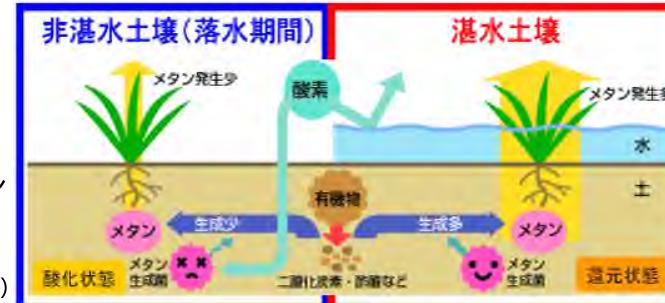
方法論「水稻栽培における中干し期間の延長」の概要

- ・ 中干し(※)期間を、その水田の直近2か年以上の実施日数より7日間以上延長し、その旨を証明する生産管理記録等を提出
- ・ 地域や水田の条件によるが、概ね0.1～0.36トン/10a (CO₂換算) の削減量（クレジット）が認定

メタン発生の仕組み

- ・ 水田では、水を張った状態で活性化したメタン生成菌が、土壌中の有機物を原料に、温室効果ガスであるメタンを発生させる。
- ・ **中干しの期間を従来より1週間延長すれば、メタン生成菌の働きが抑えられ、メタン発生量を3割低減することが可能。**

（図の出典：つくばリサーチギャラリー）



（※）水稻の栽培期間中、出穂前に一度水田の水を抜いて田面を乾かすことで、過剰な分げつ（根元付近からの枝分かれ）を防止し、成長を制御する作業。地域によって異なるが、通常の中干しは、田植えの約1か月後（6月～7月頃）に、概ね1～2週間程度行われる。

みどりの食料システム戦略推進総合対策

(R5補正 みどりの食料システム戦略緊急対策事業)

【令和6年度予算概算決定額 650 (696) 百万円】

(令和5年度補正予算額 2,706百万円)

<対策のポイント>

みどりの食料システム戦略及びみどりの食料システム法に基づき、資材・エネルギーの調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの環境負荷低減と持続的発展に地域ぐるみで取り組むモデル地区を創出するとともに、環境負荷低減の取組の「見える化」等関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくりを支援します。

<政策目標>

みどりの食料システム戦略に掲げたKPI（重要業績評価指標）の達成 [令和12年及び32年まで]

<事業の内容>

1. みどりの食料システム戦略推進交付金

以下の取組について支援します。

- ① **推進体制整備**：地方公共団体が農林漁業者等と連携して行う基本計画の点検・改善に係る調査・検討、有機農業指導員の育成・確保、特定区域の形成拡大に向けた体制整備等
- ② **グリーンな栽培体系への転換サポート（拡充）**：化学肥料等の生産資材の使用低減やスマート農業技術の活用等の産地に適した技術の検証等を通じたグリーンな栽培体系への転換・都道府県域への展開、消費者理解の醸成
- ③ **有機農業产地づくり推進（拡充）**：有機農業の団地化や給食利用等の地域ぐるみの取組、地域外の関係者との連携や新技術の導入等による有機農業の面積拡大の加速化
- ④ **有機転換推進事業（拡充）**：慣行栽培から新たに有機栽培へ転換する取組
- ⑤ **SDGs対応型施設園芸確立**：環境負荷低減と収益性向上を両立した施設園芸産地の育成
- ⑥ **地域循環型エネルギーシステム構築**：地域資源を活用した循環型エネルギーシステムの構築
- ⑦ **持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策（拡充）**：バイオマスプラント等の導入、バイオ液肥の利用実証等や環境負荷低減の取組を支える事業者の施設整備等

381 (400) 百万円

(R5補正 2,602百万円)

2. 関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくり

以下の取組について支援又は実施します。

- ① **みどりの食料システム戦略の理解浸透（拡充）**：見本市での展示等の情報発信、環境負荷低減の取組の「見える化」推進、J-クレジット等の普及・創出拡大等
- ② **有機農業推進総合対策事業**：有機栽培技術を提供する民間団体の育成、技術習得による実践人材の育成、国産有機農産物の需要喚起、有機加工食品における国産原料の生産・取扱いの拡大
- ③ **穀物グリーン化転換推進事業**：穀物の生産から集出荷段階に至るグリーン化技術の確立に向けた取組
- ④ **生分解性マルチ導入促進事業**：生分解性マルチ導入促進に向けた製造・流通の課題解決
- ⑤ **グリーンな栽培体系の普及啓発**：グリーンな栽培体系への転換に向けた技術の情報発信
- ⑥ **地域資源活用展開支援事業（拡充）**：農山漁村での再生可能エネルギー導入のための現場ニーズに応じた専門家派遣
- ⑦ **「みどりの食料システム戦略」ASEAN地域実装加速化対策（新規）**：「日ASEANみどり協力プラン」の協力案件の形成に向けた調査等

270 (296) 百万円

(R5補正 104百万円)

<事業イメージ>



<事業の流れ>



※みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定や計画認定者等を事業採択時に優遇します。

※優遇措置の内容は各メニューにより異なります。

[お問い合わせ先] 大臣官房みどりの食料システム戦略グループ (03-6744-7186) 21

より持続的な農法への転換に向けた取組の推進（みどり戦略の実践拡大）

- みどり戦略の実現に向けて、農林水産物の生産、流通、消費に至るまでの環境負荷低減と持続的な発展に向けた地域ぐるみのモデル地区を創出するため、**現場の実践的な取組**に対して、「みどりの食料システム戦略推進交付金」等により政策支援
- 東北管内では、「有機農業産地づくり」や「グリーンな栽培体系への転換サポート」などで**令和4年度は44地区、令和5年度は51地区で事業実施**
- うち**有機農業産地づくりの事業**では、11市町村で「オーガニックビレッジ宣言」がなされ、令和5年度においても、新たに7県市町で事業スタート

みどりの食料システム戦略推進交付金

（主な事業メニュー）

R5補正：26.0億円
R6当初：3.8億円

【推進体制整備】

地方公共団体での基本計画の点検・改善や情報発信、専門指導員の育成・確保などを支援

【有機農業産地づくり推進】

地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等での有機農業の団地化、学校給食等での利用など、生産から消費まで一貫した取組の試行を支援。2025年までにモデル地区100市町村（オーガニックビレッジ宣言）を創出

【有機転換推進事業】

新たに有機農業を開始、慣行栽培から有機農業へ転換する農業者に対して支援

【グリーンな栽培体系への転換サポート】

産地に適した「環境にやさしい栽培技術」（化学肥料・農薬の使用量低減など）と「省力化に資する先端技術等」（スマート農業技術など）を取り入れた栽培体系の実証・検証、マニュアルづくりを支援

【地域循環型エネルギーシステム構築】

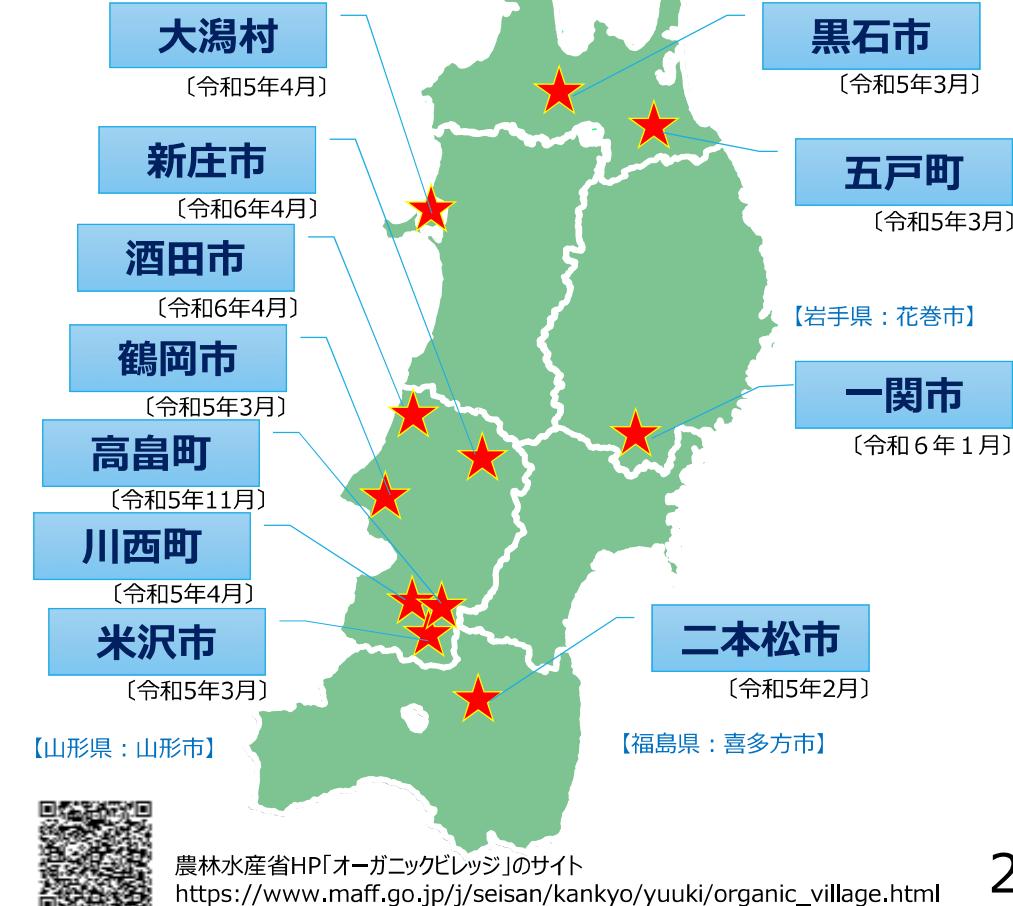
地域の再生エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステム構築の取組（営農型太陽光発電のモデル的取組、未利用資源のエネルギー利用促進の調査など）を支援

【バイオマス地産地消対策】

地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消の実現に向けた調査・施設整備や、バイオ液肥の散布実証・散布車導入などを支援

東北での「オーガニックビレッジ宣言」を行った市町村

【】内は、宣言済み市町村以外で、現在、有機農業産地づくり推進事業に取り組んでいる市町村



みどりの食料システム戦略推進交付金を活用した地域の取組

【令和6年1月10日時点】

- 農林水産省では、「みどりの食料システム戦略推進交付金※」を措置し、資材・エネルギーの調達から、農林水産物の生産、加工・流通、消費に至るまでの環境負荷低減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル地区の創出を支援
- 東北管内では、令和4年度は44、令和5年度は51の地区で交付金を活用した取組が始まっているところ。（※補正予算を含む）

東北管内の取組例・件数（令和5年度）

★は、R4年度からの継続地区になります。

秋田県（5件）

品目・区分	地区	取組例の概要
えだまめ	大館市 北秋田市	生分解性マルチや緑肥等の環境に配慮した栽培技術及び自動操舵システムやドローン等の省力化技術の実証
ねぎ	秋田市 男鹿市 潟上市	病害虫発生状況に応じた適期防除（IPM）やプラスチック被覆肥料の使用量低減、スマート農機の導入による省力化を組み合わせた栽培体系の検証

山形県（17件）

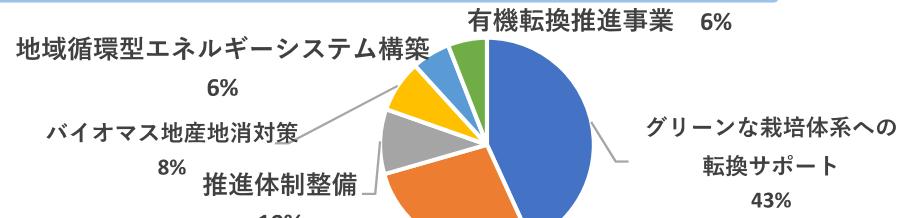
品目・区分	地区	取組例の概要
有機産地づくり	★川西町★鶴岡市 ★新庄市★米沢市 山形市 酒田市 高畠町	有機栽培体系の実証、講習会開催、加工品試作や販路マッチングの推進、有機農産物の学校給食利用促進
おうとうかき	★鶴岡市	剪定枝の炭化と施用、化学農薬の使用量低減、無人草刈機による除草労力の軽減等の実証
バイオマス地産地消	西川町	木質バイオマス発電所の導入に向けた事業性の評価・調査・設計の実施

福島県（8件）

品目・区分	地区	取組例の概要
有機産地づくり	喜多方市	有機農業セミナーの実施、オーガニックマルシェの実施や県外イベントへの出店による消費者理解の増進
水稻	喜多方市（★含む） 北塩原村 湯川村	ドローンを活用した追肥体系導入や直播による省力化技術の実証、プラスチック被覆肥料低減等の実証、中干し期間延長によるメタン排出削減、緑肥を利用した栽培体系の検証
さつまいも	会津坂下町	生分解性マルチの使用と機械導入による環境負荷低減、省力化の検証



東北管内の交付金メニュー別の取組割合（n=51）



青森県（2件）

品目・区分	地区	取組例の概要
有機産地づくり	★黒石市	ブランドそばの慣行・有機栽培の収量比較調査、水稻やにんじんの有機栽培技術の実証、有機農産物の学校給食利用やECサイト等の販路開拓
有機転換	弘前市	水稻、豆類、野菜等で新たに有機農業に取り組む農家へ支援

岩手県（9件）

品目・区分	地区	取組例の概要
有機産地づくり	花巻市 一関市	有機質肥料のペレット化、有機農業の栽培技術等講習会、学校給食における有機農産物の利用拡大、有機農産物の周知イベントの開催等
水稻	★県内	「銀河のしづく」の化学農薬散布回数削減等による斑点米カメムシ防除体系の検証

宮城県（10件）

品目・区分	地区	取組例の概要
たまねぎ	★角田市 ★大河原町	ドローン等の活用による化学肥料低減、施肥の省力化技術導入
地域エネ	加美町 大郷町 石巻市	稻わら、もみ殻、廃菌床等未利用資材を活用したエネルギーの利用に向けた調査・分析・評価

逆引き施策活用ガイドブック

- 現場で取り組みたい内容から逆引きで支援策を探せるガイドブックを作成・発信。



※施策活用ガイドブックは随時更新していきます

(例) 有機転換推進事業

「有機農業への転換を行う経営体への支援について知りたい」

「環境負荷軽減に取り組む酪農・肉用牛経営体への支援について知りたい」

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

● 有機転換推進事業 みどり認定ポイント加算対象

新たに有機農業への転換等を行う農業者に対して、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備など有機農業の生産開始にあたり必要な経費を支援します。

対象者 有機農業に取り組む新規就農者
又は 慣行栽培から有機農業への転換に取り組む農業者

事業要件 ■ 以下の全てを満たす農業者が対象です

- ・国際水準の有機農業に新たに取り組むこと
- ・営農の一部又は全部で国際水準の有機農業に取り組む予定であること
- ・販売を目的としていること
- ・本事業終了後も引き続き、国際水準の有機農業を継続する意向があること

ポイント ① 事業実施の2年後を目標に、有機農業に取り組む面積を拡大(又は維持)しましょう
② すでに有機農業に取り組んでいる場合、同一品目での規模拡大は対象になりません

支援内容 有機種苗の購入、土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備に必要な経費を支援します。(交付単価: 2万円/10a以内)

お問合せ先 最寄りの市町村 又は 各地方農政局生産部生産技術環境課

施策活用ガイドブックはこちらから



環境負荷低減のクロスコンプライアンス①

- 農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入。
- 補助金等の交付を受けるためには、みどりの食料システム法の基本方針に示された「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組」について、①取り組む内容を事業申請時にチェックシートで提出すること、②実際に取り組んだ内容を事業実施後に報告することを義務化し、令和9年度の本格実施を目指し、令和6年度から試行実施。

1. クロスコンプライアンスの内容

<農林水産省の全ての補助事業等>



機械導入



施設整備



食料自給率の向上

**各種支援に当たり、
環境負荷低減の最低限の取組を要件化
(=クロスコンプライアンス)**

みどり法基本方針（令和4年9月15日 農林水産省告示）に位置付けられた、基本的な7つの取組について、最低限取り組む内容を、各事業の内容に合わせてチェックシート等に整理。

✓ 適正な施肥

- ・肥料の使用状況の記録・保存
- ・作物の生育や土壤養分に応じた施肥 等

✓ 適正な防除

- ・農薬の使用状況の記録・保存
- ・農薬ラベルの確認・遵守、農薬の飛散防止 等

✓ エネルギーの節減

- ・電気・燃料の使用状況の記録・保存 等

✓ 悪臭・害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の適正な管理 等

✓ 廃棄物の発生抑制、循環利用・ 適正処分

- ・プラスチック製廃棄物の削減や適正処理 等

✓ 生物多様性への悪影響の防止

- ・病害虫の発生状況に応じた防除の実施 等

✓ 環境関係法令の遵守等

- ・営農時に必要な法令の遵守
- ・農作業安全に配慮した作業環境の改善 等



環境負荷低減の
クロスコンプライアンス
トップページ

2. 対象者、実施方法

(1) 対象者

- ・農林水産省が実施する全ての補助事業、物品・役務（委託事業を含む）の調達の実施主体または受益者（農林漁業者・食品関連事業者・民間事業者・自治体）。

(2) 実施方法

- ・補助事業においては、要綱・要領等にチェックシートの提出を要件化。物品・役務（委託事業を含む）の調達や公共事業においては、仕様書にチェックシートと同等の取組を要件化。
- ・対象者は、①取り組む内容を事業申請時にチェックシートで提出するとともに、②実際に取り組んだ内容を事業実施後にチェックシート等で報告。また、事業実施後に国や自治体等が取組状況を確認することにより実効性を確保。

3. スケジュール

- ① 令和6年度：事業申請時のチェックシート提出に限定して試行実施。
- ② 令和7年度：事業実施後の取組状況の報告及び完了検査時等に実施する実施確認を順次導入。
- ③ 令和9年度：全ての事業において、事業申請時・報告時、事業完了時の実施確認の全てのプロセスを含めて、本格実施。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス②

- チェックシートについては、農業経営体、畜産経営体、林業事業者、漁業経営体、食品関連事業者、民間事業者・自治体等向けに、みどり法基本方針に基づく7つの取組について、作成。
- 各取組項目について、①事業申請時に取り組む内容をチェックして提出、②事業報告時に実際に取り組んだ内容をチェックして提出、③報告検査時等に抽出方式で報告内容の確認を行う。

○ チェックシートの実施イメージ

- ・ チェックシートは、みどり法基本方針の7つの取組について、対象者を農業経営体、畜産経営体、林業事業者、漁業経営体、食品関連事業者、民間事業者・自治体等に分類し、各事業に合わせてチェックシートに反映。

<例：農業経営体向けチェックシートの一部>

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
① <input checked="" type="checkbox"/>	肥料の適正な保管	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤ <input checked="" type="checkbox"/>	農薬の適正な使用・保管	<input checked="" type="checkbox"/>
② <input checked="" type="checkbox"/>	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input checked="" type="checkbox"/>	⑥ <input checked="" type="checkbox"/>	農薬の使用状況等の記録・保存	<input checked="" type="checkbox"/>
③ <input checked="" type="checkbox"/>	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦ <input checked="" type="checkbox"/>	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	<input checked="" type="checkbox"/>
④ <input checked="" type="checkbox"/>	有機物の適正な施用による土づくりを検討	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧ <input checked="" type="checkbox"/>	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	<input checked="" type="checkbox"/>
			⑨ <input checked="" type="checkbox"/>	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	<input checked="" type="checkbox"/>



事業申請時に、各項目を読み、事業期間中に取り組む(します)内容を確認し、チェックを付けて提出。
(該当する項目は全てチェック)



報告時に、実際に取り組んだ(しました)内容にチェックを付けて提出。
(該当する項目は全てチェック)

国や自治体等が、完了検査等の際に報告内容の聞き取り等により確認。
(受益農家の抽出や事後確認実施の頻度等を検討。)

※物品・役務（委託事業を含む）の調達や公共事業関係（農業農村整備事業等）については、チェックシートの内容を仕様書等に反映して実施。